

進めよう「住まいの耐震化」

相生市住宅耐震化補助事業のご案内



- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました。
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です。

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください

市が診断員を派遣します

- 必要な費用の1割の負担で診断できます。(木造戸建住宅の場合3,150円)
- 共同住宅(長屋を含む)も対象となります。
- ※お問い合わせは 相生市役所都市整備課 (0791-23-7135) まで

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

相生市住宅耐震化補助事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」
簡易耐震診断を実施した
診断員がお答えします。

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替いたい方は

住まいに住み続けたい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかり
改修したい

部分的な改修
をしたい

住宅建替補助

耐震改修工事ではなく、建替えによって安全性を確保する場合に補助します。

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事を実施する場合に補助します。

- 簡易耐震改修工事費補助
- シェルター型工事費補助
- 屋根軽量化工事費補助

※契約後の補助金申請は出来ませんので、ご注意ください。

補助内容の詳細については、相生市役所都市整備課
(TEL:0791-23-7135) までお問い合わせください。

住宅耐震化補助

まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
相生市内に対象となる住宅を所有する方(個人)
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
イ 違反建築物でないもの
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入するもの
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率2/3 限度額 20万円
共同住宅 補助率2/3 限度額 12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助

業者登録必要

- (1) 対象となる方
相生市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方(個人)
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
① 地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用
② 耐震改修を行う室内装工事に要する費用(家具工事、設備工事を除く)
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率4/5 限度額 115万円
共同住宅 補助率4/5 限度額 45万円/戸

※業者登録:「兵庫県住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県HPで公表できる事業者との契約が必要となります。

【登録制度の問い合わせ先】兵庫県住宅政策課(TEL:078-362-3611)

部分型耐震化補助

部分的な改修工事を実施する場合は、3つの補助メニューから選択することができます。

簡易耐震改修工事費補助

業者登録必要

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ(ただし耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの)
- (3) 対象となる費用
耐震性能を改善(改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの)するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用(ただし、総額が50万円以上のものに限り)
- (4) 補助額 補助率4/5 限度額60万円

屋根軽量化工事費補助

業者登録必要

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
「非常に重い屋根」から「軽い屋根」、「重い屋根」から「軽い屋根」、「非常に重い屋根」から「重い屋根」に軽量化する工事に要する費用(ただし、総額が50万円以上のものに限り)
- (4) 補助額 限度額60万円(対象経費と60万円のいずれか低い方の額)

シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ(ただし耐震診断の結果、「やや危険」と診断されたもの)
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅へ要綱で定める耐震シェルターを設置する工事に要する費用
- (4) 補助額
限度額60万円(対象経費と60万円のいずれか低い方の額)

住宅建替補助

建替によって安全性を確保する場合の補助メニューです。

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ(新築住宅の所有者となる方)
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ(所有者等の自己居住用の戸建住宅に限る。建替後の住宅は、省エネ基準を満たすものに限り。)
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の現地建替えする工事に要する費用
- (4) 補助額 補助率4/5 限度額 115万円